

## 福利厚生費ってどこまで経費で落とせるの!?

4月に入り、新しく人を雇う会社も多いかと思えます。新入社員が入れば、ほとんどの会社で行われることになるのが歓迎会です。

こういった歓迎会などの支出は、当然のように福利厚生費として経費になるものと考えている方も多いかと思いますが、この福利厚生費とは、そもそもどのようなものなのでしょうか？また、どこまで経費として認められるのでしょうか？

今回は、この福利厚生費について考えてみたいと思います。

### ● 福利厚生費とは

実はこの福利厚生費には、明確な定義というものが存在していません。一般的には、社員に快適に働いてもらうための支出とされています。言い換えると、社員にヤル気を出してもらい、売上アップに貢献してもらうためのものとも言えます。

福利厚生費として代表的なものは社内でのコーヒー代、お茶代や新年会費、忘年会費などがあげられます。

### ● 注意点

では社員のための支出は、すべて福利厚生費として良いのでしょうか？もちろん、そういったわけではありません。

福利厚生費と混同されやすいものとして、給与と交際費があります。以下、この2つとの関係について見てみましょう。

### ● 給与との関係

社員に現金を支給したり、経済的な利益を供与したりする場合は、それが給与に該当しないかがポイントになります。なぜなら、もし給与に該当すれば、それは社員の課税対象になってしまうからです。

給与に該当しない福利厚生費としては、以下のようなものがあります。

- ① 残業者に対する夜食代
- ② 深夜勤務者への現金支給（1回につき300円まで）
- ③ 宿日直料（1回につき4,000円まで）

- ④ 社員が半額以上を負担し、かつ、その負担額が3,500円（税抜）以下の食事代
- ⑤ 社員の社宅の賃貸料（通常の賃貸料の50%以上を徴収）
- ⑥ 商品、製品の値引販売（その原価以上で、かつ、通常販売価額の7割以上での販売）
- ⑦ 通勤手当（通勤方法、通勤距離により一定の限度額があります）

### ● 交際費との関係

また、交際費に該当するかどうかも重要です。交際費に該当すれば、年400万円以下でもその1割が法人税の課税対象になってしまうからです。

交際費に該当しない福利厚生費としては、以下のものがあげられます。

- ① 創立記念日等の祝賀会での社員等に対する宴会費、記念品代等
- ② 慶弔、禍福に際して社員等に対して支給する金品等
- ③ 慰安旅行（旅行期間が4泊5日以内で、社員等の参加割合が50%以上）
- ④ 社員等のための会食、演芸会、運動会等のレクリエーション費用

なお、ここで言う社員等とは、社員の親族、退職者及びその親族を含みます。

### ● まとめ

福利厚生費は、その使い方によって社員の労働意欲を上げることができる効果的な手段の1つです。

しかし、社員のためと思ってしたことでも、後々課税されたりしてはその効果も薄れてしまいます。

今回、具体的な例を挙げ、福利厚生費の範囲について触れましたが、なかには細かな要件がさらに求められるものもありますので、ご不明な点などは担当者にご相談下さい。



（村田 佳昭）